

令和 8 年 6 月 24 日

報道機関 各位

国立大学法人富山大学学長候補者の選考に係る公示について

このたび、国立大学法人富山大学学長選考・監察会議では、現学長の任期が令和9年3月31日で満了することに伴い、本学学長選考規則に基づき、次期学長候補者の選考を行います。

ついては、別紙のとおり次期学長候補者の選考に係る公示をいたしましたので、お知らせいたします。

【次期学長の任期】

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（4年間）

【別紙】

- 国立大学法人富山大学学長候補者の選考について
(学長選考会議公示第1号)
- 国立大学法人富山大学学長候補者選考の基準について
(学長選考会議公示第1-2号)
- 国立大学法人富山大学学長候補適任者の推薦受付について
(学長選考会議公示第1-3号)
- 学長選考に関する関係規則（抜粋）

【本件に関するお問い合わせ先】

富山大学総務部総務課

TEL : 076-445-6005(直通) Email : soumuka@adm.u-toyama.ac.jp

(学長選考・監察会議公示第1号)

公 示

国立大学法人富山大学学長候補者の選考について

国立大学法人富山大学学長選考規則（以下「規則」という。）第4条及び第10条第1号の規定に基づき、下記のとおり学長候補者の選考について公示します。

記

1 選考を行う理由

現学長の任期が令和9年3月31日で満了するため。（規則第3条第1項第1号）

2 選考日程等

(1) 学長候補適任者の推薦受付（規則第5条）

令和8年9月7日（月）から令和8年9月11日（金）までの
午前9時から午後5時まで

(2) 学長候補適任者の決定（規則第6条）

令和8年9月14日（月）開催予定の学長選考・監察会議で審議決定する。

(3) 公開討論会等（規則第7条）

令和8年10月6日（火）から令和8年10月23日（金）までの間に実施
予定。後日、通知する。

(4) 意向調査（規則第8条）

令和8年10月26日（月）から令和8年10月30日（金）までの間に実
施予定。後日、通知する。

(5) 学長候補者の決定（規則第9条）

令和8年11月4日（水）開催予定の学長選考・監察会議で審議決定する。

令和8年6月24日

国立大学法人富山大学学長選考・監察会議

公 示

国立大学法人富山大学学長候補者の選考の基準について

国立大学法人富山大学学長選考・監察会議は、国立大学法人富山大学学長選考規則に基づき、以下により学長候補者を選考する。

- (1) 学長候補適任者の推薦を受け付け、学長候補適任者であるか確認を行い、審議の上、学長候補適任者を決定する。
- (2) 学長候補適任者の推薦書、履歴書、所信等の開示及び公開討論会の実施により、情報の周知と共有化を図り、それを踏まえて意向調査を実施する。
- (3) 学長候補適任者の面接を実施し、推薦時の提出書類、公開討論会、意向調査の結果等を参考に、「富山大学にふさわしい学長像」に照らして総合的に判断し、学長候補者を決定する。

また、学長の要件として、次の「国立大学法人富山大学にふさわしい学長像」を提示する。

国立大学法人富山大学にふさわしい学長像

- 1 富山大学の理念を踏まえ、中長期的な目標に向かって具体的な構想及び計画を示し、強いリーダーシップをもって実現できる人
- 2 人格が高潔で学識に優れ、地域及びグローバルな視野をもち、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点の機能強化に向けて、大学の教育、研究、社会貢献を持続・発展させる使命を果たすことができる人
- 3 経営の最高責任者として、社会の変化に柔軟かつ機敏に対応した安定的な財政基盤を確立し、大学改革に積極的に取り組むなど、適切な資源配分ができる優れた経営を推進できる人
- 4 富山大学に求められる社会的役割を踏まえ、強い情報発信力をもって、地域や関係諸機関等との連携・協力関係を構築できる人

令和8年6月24日

国立大学法人富山大学学長選考・監察会議

(学長選考・監察会議公示第1-3号)

公 示

国立大学法人富山大学学長候補適任者の推薦受付について

国立大学法人富山大学学長選考規則第5条の規定に基づき、下記のとおり学長候補適任者の推薦を受け付けます。

記

- 1 受付期間 令和8年9月7日(月)から令和8年9月11日(金)までの午前9時から午後5時まで

※郵送可
ただし、郵送による場合は書留とし、「国立大学法人富山大学学長候補適任者推薦書類在中」と朱書の上、令和8年9月11日(金)午後5時必着のこと。
- 2 受付場所 〒930-8555 富山市五福3190
国立大学法人富山大学総務部総務課(事務局3階)
TEL 076-445-6005
- 3 推薦にあたり必要な書類は、上記総務部総務課までご請求ください。

令和8年6月24日

国立大学法人富山大学学長選考・監察会議

学長選考に関する関係規則（抜粋）

○国立大学法人富山大学役員規則

（学長）

第2条 学長は、富山大学の校務をつかさどり職員を統督するとともに、本法人を代表し、本法人の最高責任者として、その業務を総理する。

2 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、富山大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、国立大学法人富山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が選考し、文部科学大臣に申し出るものとする。

3 学長の任命は、前項の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

4 学長の選考手続きに関しては、別に定める。

（学長の任期）

第2条の2 学長の任期は、本法人の運営における中期目標及び中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施と連動させることを踏まえるものとする。

2 学長の任期は4年とし、再任されることができる。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

○国立大学法人富山大学学長選考規則

（選考等）

第2条 学長候補者の選考に係る事項は、国立大学法人富山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

（選考の時期）

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者を選考する。

（1）学長の任期が満了するとき。

（2）学長が辞任を申し出たとき。

（3）学長が欠員となったとき。

（4）学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当するときは、原則として任期満了の3月以前に、同項第2号から第4号までに該当するときは、その事由が生じたときに速やかに行うものとする。

（選考の基準）

第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たって、学長に求められる資質及び能力並びに学長選考の手續及び方法などの「選考の基準」を定める。

（学長候補適任者の推薦）

第5条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考を行うに当たり、次の各号による学長候補者として適任である者（以下「学長候補適任者」という。）の推薦を求める。

（1）国立大学法人富山大学経営協議会規則第2条第4号の委員からの推薦

（2）学長、理事、専任の教授及び准教授で20人以上25人以内の連署による推薦

2 前項第1号による推薦は、当該委員複数人で1人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。

- 3 第1項第2号による推薦は、1人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。
- 4 第1項による推薦は、被推薦者が学長候補適任者として推薦されることの同意を要する。
- 5 第1項による推薦は、次に掲げる書類により行う。
 - (1) 推薦書（別紙様式1又は別紙様式2）
 - (2) 被推薦者の履歴書（別紙様式3）
 - (3) 被推薦者の同意書（別紙様式4）
 - (4) 被推薦者の所信（別紙様式5）
 - (5) その他学長選考・監察会議が必要と認めた書類
（学長候補適任者の決定）

第6条 学長選考・監察会議は、前条の規定により推薦された者について学長候補適任者であるか否かの確認を行い、審議の上、学長候補適任者を決定する。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の学長候補適任者の決定の際に当たり、推薦された者に対し必要に応じて面接等を実施することができる。
- 3 学長候補適任者が辞退する場合は、学長選考・監察会議議長あてに辞退届（別紙様式6）を提出するものとする。
（公開討論会等）

第7条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者を対象として公開討論会等を行うものとする。
（意向調査）

第8条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考の参考とするために、学長候補適任者を対象とした本学の役員及び職員の意向調査（以下「意向調査」という。）を実施することができる。

- 2 前項において、意向調査を実施することとした場合の必要な事項は、学長選考・監察会議が決定する。
（学長候補者の決定）

第9条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者の面接を実施し、次に掲げる事項を参考に、第4条に定める選考の基準に基づき、学長としてのリーダーシップ、資質及び能力を判定し、学長候補者を選考する。

- (1) 推薦時に提出された書類（履歴、所信等）
 - (2) 公開討論会等
 - (3) その他学長選考・監察会議が必要とする事項
- 2 学長選考・監察会議は、前項で選考した学長候補者が学長となる意思があることを確認し、学長候補者として決定する。
（公表）

第10条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を学内に周知するとともに、本学ウェブサイトに掲載する。

- (1) 第4条により定める選考の基準
- (2) 第6条第1項により学長候補適任者として決定した結果
- (3) 第9条により学長候補者として決定した結果、選考した理由及び選考の過程
- (4) その他学長選考・監察会議が必要とする事項